

## 事業場ごとに **産業廃棄物管理責任者** を設置してください！

——— 大阪府循環型社会形成推進条例第 16 条 ———

排出事業者の産業廃棄物に対する認識不足、産業廃棄物関係法令の理解不足などに起因して、不適正処理や不法投棄が行われている事例が見受けられます。

こうした状況を受け、産業廃棄物を生じる事業場ごとに産業廃棄物管理責任者の設置に努める責務を課し、当該管理責任者の指導・監督のもと排出事業者責任の確保を図るため、大阪府循環型社会形成推進条例で本制度を定めています。

### 対象事業者

建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業、水道業を営む事業者

「産業廃棄物を生じる事業場」とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場等の事業場をいいます。  
建設業にあっては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

### 産業廃棄物管理責任者の業務

- 産業廃棄物の排出抑制、再資源化、減量化、保管及び処理（委託処理を含む）に関する監督
- 産業廃棄物に関する業務に従事する者への関係法令等の指導・啓発

#### 【業務の具体例】

- ◆工程や原材料の見直し等による発生抑制、廃棄物の再利用、再資源化及び減量化の企画検討
- ◆処理基準、保管基準の遵守、管理に関すること
- ◆処分方法の検討及び処理委託先の選定、委託契約書の締結に関すること
- ◆マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付、回収事務等委託した産業廃棄物の処理確認に関すること
- ◆社内の管理体制の整備、社員教育の実施に関すること

- 産業廃棄物管理責任者には、以下の事項に該当する者など、関係法令の知識及び一定の実務経験を有する者を選任するよう努めてください。 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - ◆ 特別管理産業廃棄物管理責任者（法※第 12 条の 2 第 8 項）
  - ◆ 技術管理者（法※第 21 条第 1 項）
  - ◆ 産業廃棄物の適正処理に関する職務に 2 年以上の経験を有する者
  - ◆ 廃棄物関係法令の講習会を受講し修了した者公益社団法人大阪府産業資源循環協会が開催する「廃棄物管理士講習会」等があります。
- 産業廃棄物管理責任者に関する届出や報告は不要です。

### 【問い合わせ先】

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課      TEL06-6210-9570

➤事業場が大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の場合は、各市にお問い合わせください。